第6号様式（第8条関係）

(表)

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 写真 | 第　　　　号  　所属  　氏名  年　　月　　日生  　　沖縄市飼い犬等の飼養管理に関する条例第11条第2項の規定による身分証明書  　　　　　　　　年　　月　　日交付  　　　　　　(有効期間1年)  沖縄市長　　　　　　　　㊞ | | | | | | ↑ | | |
|
|
|  | |  |
| 8㎝ | | |
|  |  | |
| ↓ | | |
|  | | ← |  | 6㎝ |  | → |  | | |
|  |  |

(裏)

|  |  |
| --- | --- |
| この証明書を携帯する者は沖縄市飼い犬等の飼養管理に関する条例第11条第1項による権限を有する者でその関係条文は次のとおりである。  　　沖縄市飼い犬等の飼養管理に関する条例(抜粋)  　(立入調査)  　第11条　市長はこの条例の目的を達成するため必要があると認める時は当該職員をして飼い犬を飼育している場所及びその他関係のある場所に立ち入つて調査させ、又は関係者に質問させることができる。  　(罰則) | 第12条第1項第3号  　　前条第1項の規定による調査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は質問に対して虚偽の陳述をした者  　　(2万円以下の罰金又は科料) |